



# 鳥取県公報

令和3年3月31日（水）  
号外第44号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示      口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正  
                  (163) (県民参画協働課) . . . . . 2  
                  審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正 (164) (〃) . . . . . 2  
                  建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正 (165) (住まいまちづくり課) . . . . . 3
- ◇ 議会告示      鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (2) (議事・法務政策課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第163号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	”	”	農林水産部畜産振興局畜産課	家畜人工授精に関する講習会の修業試験	”	”	農林水産部畜産課
略				略			

## 鳥取県告示第164号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1～5 略</p> <p>6 会議開催の周知</p> <p>審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について県民参画協働課、中部総合事務所<u>県民福祉局</u>並びに西部総合事務所<u>県民福祉局</u>及び日野振興センター日野振興局（以下「県民参画協働課等」という。）において閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 会議開催の周知</p> <p>審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について県民参画協働課、中部総合事務所<u>地域振興局</u>並びに西部総合事務所<u>地域振興局</u>及び日野振興センター日野振興局（以下「県民参画協働課等」という。）において閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他</p>

やむを得ない場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 7～10 略	やむを得ない場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 7～10 略
---	---

**鳥取県告示第165号**

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成17年鳥取県告示第481号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
(閲覧所) 第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。	(閲覧所) 第2条 概要書の閲覧所は、次の表の左欄に掲げる概要書の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">概要書の区分</th> <th style="text-align: center;">閲覧所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡の区域内における建築物等に係るもの</td> <td>倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>境港市、西伯郡及び日野郡の区域内における建築物等に係るもの</td> <td>米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課</td> </tr> </tbody> </table>	概要書の区分	閲覧所	略		東伯郡の区域内における建築物等に係るもの	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課	境港市、西伯郡及び日野郡の区域内における建築物等に係るもの	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">概要書の区分</th> <th style="text-align: center;">閲覧所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡の区域内における建築物等に係るもの</td> <td>倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>境港市、西伯郡及び日野郡の区域内における建築物等に係るもの</td> <td>米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課</td> </tr> </tbody> </table>	概要書の区分	閲覧所	略		東伯郡の区域内における建築物等に係るもの	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課	境港市、西伯郡及び日野郡の区域内における建築物等に係るもの	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課
概要書の区分	閲覧所																
略																	
東伯郡の区域内における建築物等に係るもの	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課																
境港市、西伯郡及び日野郡の区域内における建築物等に係るもの	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課																
概要書の区分	閲覧所																
略																	
東伯郡の区域内における建築物等に係るもの	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課																
境港市、西伯郡及び日野郡の区域内における建築物等に係るもの	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課																

**議 会 告 示**

**鳥取県議会告示第2号**

鳥取県議会情報公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

鳥取県議会議長 藤 縄 喜 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、中部総合事務所 <u>県民福祉局</u> 又は西部総合事務所 <u>県民福祉局</u> 若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。	(公文書開示請求書) 第3条 略 2 略 3 公文書開示請求書は、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課、中部総合事務所 <u>地域振興局</u> 又は西部総合事務所 <u>地域振興局</u> 若しくは日野振興センター日野振興局を経由して提出することができる。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。